

第1回口頭弁論(差止)報告集会

参議院議員会館B107

17:00~18:00

【 プログラム 】

- | | | | |
|---|---------------|--------|------|
| 1 | あいさつ | 代理人弁護士 | 寺井一弘 |
| 2 | 第1回口頭弁論の裁判の様子 | 同 | 黒岩哲彦 |
| 3 | 裁判の法的な展開について | 同 | 伊藤真 |
| 4 | 陳述をした原告らの感想 | 原告らから | |
| 5 | 訴訟の今後の展開 | 代理人弁護士 | 福田護 |

※次回 安保法制の差し止めの裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の国賠訴訟の次回期日は、12月2日 10:30【103号法廷】です。

< 1日の経過 >

- | | |
|-------------|--------------------|
| 13:00 | 裁判所前 広報 |
| 傍聴券抽選 | 13:40 抽選 |
| 13:30 | 入廷行進 |
| 14:00 | 103号法廷 開廷 |
| | 訴状陳述 答弁書陳述 |
| | 原告代理人意見陳述 原告意見陳述 |
| 15:30 | 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ） |
| 17:00~18:00 | 報告集会 |

—差止めの意義、法律家の職責等について—

昨年9月19日に国民、市民、そして圧倒的多数の憲法学者など法律専門家が反対する中で、新安保法制案の採決が強行されて1年余りが経過しました。いよいよ南スーダンのPKO派遣のための自衛隊訓練など新安保法制の適用、運用が始まり、また先日も、日米物品役務相互提供協定の改定がなされたとの報道がありました。立憲民主主義国家においては絶対にあってはならない前代未聞の違憲の事態が次々と引き起こされ、許されない既成事実が積み重ねられようとしています。

こうした政府、国会の行為によって、原告らはすでに重大な苦痛と損害を被っており、今後、その被害がさらに拡大しようとしています。こうした原告らの声を法律家としてどう受け止め司法的救済を図るか検討を重ねた結果、ことが起こってしまった後では遅い、これ以上の事態の悪化をくい止めるには、違憲の国家行為を差し止めるしか方法がないと考えるに至り、提訴しました。

1 差止めの意義

原告らは多大な精神的苦痛を受け、すでに損害賠償に値するほどの損害を被っています。今後、新安保法制の下で、請求の趣旨に掲げたような自衛隊の防衛出動、物品・役務の提供すなわち本件処分により、原告らはさらに重大な損害を被ることになります。その場合の損害は、ある者は生命等的人格権を害され、ある者は平和の中で生存する権利を侵害され、ある者は国の形を変えてしまうような重大な憲法体制の事実上の変更により、憲法制定権者たる国民にのみ与えられている憲法改正・決定権が侵害されます。本件処分によるこうした損害の回復は限りなく困難であり、損害の性質及び程度も極めて重大です。こうした重大かつ深刻な被害を避けるためには、本件処分を事前に差し止めるしか方法はありません。

新安保法制法の立法を急いだ理由は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化にあるとされました。すなわち、一刻も早くこの法律を成立させ新安保法制を発動させなければならない緊迫した安全保障環境にあるという政府の主張が仮に正しいのであれば、政府の総合的判断により、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施が容易かつ安易に行われてしまう危険性・蓋然性は極めて高いもの

と言わざるを得ません。

2 法律家の職責

原告らは皆、この新安保法制によって誰もがひどく苦しんでいます。この苦しみは決して単なる不快感、不安感として切り捨てられるものではありません。その苦しみを具体的な損害として言葉にし、形にして、裁判所に理解してもらうことが私たち弁護士の職責であることは、十分に理解しております。そのために代理人もすべての者が最大の努力をします。ですが、ぜひ、裁判所におかれましても、想像力、共感力を発揮していただいて、原告の、ときに言葉にならない強い思いをくみ取っていただきたいと思っています。

違憲の新安保法制による既成事実が積み重ねられ、違憲の状態が司法によっても放置されてしまうようなことがあると、憲法で政治権力を拘束するという立憲主義など絵空事であり、憲法は為政者によって都合のいいように解釈される単なる紙切れにすぎないことになってしまいます。そうした事態はなんとしても避けなければなりません。しかし、現在の日本でこれを政治部門によって是正していくことは極めて困難と言わざるを得ません。

特定の政策についての国民投票が認められていない憲法の下では、ある政策について、選挙を通じて民主的コントロールを及ぼすことは極めて困難です。ましてや最高裁が5回も違憲状態と判断した選挙で選ばれた国会議員によって構成される国会には民主的正統性が全くありません。手続的にも、実体的にも違憲の法律によって国家権力が行使されるという前代未聞の事態がこの瞬間にも起こっています。これ以上の事態の悪化を防ぎ、憲法秩序を回復するためには、なんとしても司法部門がその役割を果たさなければなりません。法律家の職責は極めて大きいと考えます。

今回の提訴にあたり、私は一部の市民から「日本の司法は政治部門の判断を追認するばかりで独自の存在意義などない、そんな司法に期待をしても無駄だ」と厳しい批判を受けました。しかし、私は、「いや、裁判官も被告側の訟務担当検事も法律家であり、憲法を学び実現するために法律家になったのだから、日本を真の立憲民

主義国家にしたいという思いにおいて違はないはずだ。だから、政治に失望しても司法には失望しないでほしい」と言い続けてきました。

また、法曹養成に35年以上、携わってきましたが、法曹三者は立場を越えて、憲法価値を実現する仕事であり、政治部門とは異なる独自の存在意義があるのだから極めて魅力的な尊い仕事だと学生達にも訴え続けてきました。

3 国民・市民の司法への信頼と期待

今回、新安保法制違憲訴訟は、現在までに全国10カ所の地裁で提訴され、3300人以上の原告が声をあげ、今後もさらに全国各地での提訴が予定されています。これは国民・市民が司法を信頼し期待を寄せていることの証です。

私は、裁判所にはこうした国民・市民の信頼と期待に応える責務があると考えています。そして、この訴訟を通じてこの国の憲法秩序を回復する重大な職責があると考えます。

この裁判では、多岐にわたる論点を争うことになりませんが、憲法秩序を破壊する政治部門に対して司法がどうあるべきか、その姿勢と司法の存在意義が問われていることは間違いありません。

この裁判を多くの国民・市民が注視している中、国民・市民の司法への期待と信頼を裏切ってはならないこと、そしてこの国の立憲主義を護り、司法の威信を示す責任が、日本の法曹全体にあることを、この裁判の冒頭に申し添えて、私の意見陳述を終えたいと思います。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田 由紀子

—被害の実態について—

原告ら市民・国民は安保法制法の制定によって甚大な被害を受けており、今後さらに受け続ける蓋然性が高いことについて

本件の原告らには様々な人が含まれおり、年代も経験もさまざまです。第2次世界大戦での被害を経験した人々も含まれています。それらの人々にとっては、安保法制が現にもたらしている苦痛は言葉にできないものがあります。それらの人々が実際に経験した地獄を、71年後に

再び目の当たりにさせられるものだからです。原告ら戦争被害体験者の語る恐怖や苦痛は、戦争によって実際に生命の危機に直面させられた者としてのそれです。今回の安保法制法の制定によって、これらの原告が感じる苦痛は、自分たちの過去の筆舌に尽くしがたい悲惨な体験に基づいたものです。空襲被害や原爆被害による心身の苦痛は、今も癒えることはありません。そのような原告たちにとっては、トラウマ体験を再来させる行為が今回の法制定です。集団的自衛権の行使等によって、原告らは再びかつて経験した事態に見舞われることを覚悟しなければなりません。子ども時代に戦争被害を体験したある原告は、「この法制は、もう一度私たちを殺すものです」と述べています。

次に注目しなければならないのは、現に戦争と隣合わせで暮らすことを余儀なくされている原告たちです。日本各地でアメリカ軍や自衛隊の基地周辺で暮らしている人々です。安保法制法制定以前からこれらの基地周辺に住んでいる人たちは、常に危険と恐怖と隣り合わせで生活することをいわば強制されてきております。しかし、安保法制制定によってその恐怖と危険はさらに強いものとなりました。例えば、原子力空母が配備されている横須賀基地では、戦争と原発被害との2重苦が現実化することを考えざるを得ないのです。日本がアメリカとともに他国間で戦争になった場合、横須賀は真っ先に攻撃対象となることは、火を見るよりも明らかです。安保法制法は、その危険性をより確かなものにしました。

航空機関で働く労働者、船舶で働く労働者、鉄道で働く労働者らは、いったん事があれば、自分の意思に反しても、戦争行為に協力することが求められる立場にあります。これらの労働者は、すでに危険と背中合わせの現場にいます。安保法制法により、その危険がさらに増すことを実感しております。

教育に携わる市民・国民は、安保法制法の制定により、自分の信念に反することを教えることを求められています。例えば、憲法について教える者は、今までの自分が正しいと信じてきたことと政府の立場との大きな違いに戸惑い、学生にどう教えればよいのか悩んでいます。教育者が自分の良心に反することを教えることは

できません。しかし、安保法制法はそれを求めるのです。教育者がこのように自分の良心を封印することを求められることは、この上ない精神的苦痛です。それがすでに起きており、集団的自衛権の行使等はそれをさらに強めるのです。

その他の市民・国民もそれぞれに苦痛を味わっております。ごく普通の市民・国民にとっては、生命の危険が現実のものとなっても、この国で生きるしか選択肢はありません。ある原告は「優しい心の持ち主である息子が、銃を担いでいる姿を想像しただけで涙が出る」と述べております。平和主義を捨てたとみなされる国に属していることが、外国でのテロの対象になることは、本年7月のバングラデシュでのテロ事件が証明しました。

多くの市民・国民には、憲法とともに生き、憲法に育てられてきたという確かな実感があります。憲法は、多くの市民・国民の文字通り人間としての骨格を形作ってきたのです。それを、昨年、多くの市民・国民が目にした理不尽な方法で奪われ、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施によって、戦争に連なる恐怖や不安にさらされ続けることで、原告たちは深く傷つけられております。原告らは、司法こそが、この人権の危機において本来の任務を果たすことを切望しております。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

—新安保法制法の違憲性について—

1 新安保法制法が動き出した

政府は、去る8月24日、11月中旬以降に南スーダンPKOに派遣予定の陸上自衛隊の部隊について、新安保法制法で導入された「駆け付け警護」などの新任務を付与する場合に備えた訓練を開始すると発表し、現在実働訓練が行われています。駆け付け警護とは、他国の部隊が武装集団に襲われたときなどに、武器を使用して助けに行く任務であり、そこで戦闘行為が行われることになる危険性は否定できません。また、後方支援の訓練も視野に入れた日米共同訓練なども、今後実施していくとされています。

いよいよ、新安保法制法の適用、運用が始まりました。

小泉・安倍・福田・麻生政権の下で、安全保障・危機管理担当の内閣官房副長官補を務めた柳澤協二氏は、国際平和支援法や改正PKO法によって自衛隊の任務が拡大し、戦場近くで活動することになれば、「戦争で一人も殺していないし、殺されてもいない」という戦後70年間に確立した日本の平和ブランドを、簡単に葬り去ることになるのは確実だと、警鐘を鳴らしておられます(『新安保法制は日本をどこに導くか』2015年6月・かもがわ出版)。

2 憲法9条は、政府が戦争を起こさない防波堤

憲法9条は、戦後70年間、この国が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」するための、大きな防波堤でした。

憲法9条は、戦争の放棄からさらに進んで、戦力を持たない、交戦権を否認するという、戦争の違法化を徹底した規定です。この規定の理解に様々な立場はありますが、少なくとも9条は、日本が直接攻撃を受けた場合の自衛のために自衛隊を保有するにしても、他国の戦争に参加して戦争当事国になることはできないという一線で、政府に歯止めをかけてきたのです。それが、自衛権発動の3要件であり、集団的自衛権の行使の禁止という政府の憲法解釈として、現実的な枠組を作ってきました。山口繁元最高裁長官は、この政府解釈を、「単なる解釈ではなく、規範として骨肉化したもの」と表現されました。

自衛隊の海外派遣の禁止の原則も、これまで、自衛隊のイラク派遣のように危険なきわどい状況もありましたが、それでもその活動を「非戦闘地域」に限定し、他国軍隊への武器・弾薬等の提供を禁止し、他国の武力行使と一体化して日本が戦争当事国とならないための枠組を、制度的な担保として設定してきました。

こうして憲法9条は、自衛隊創設以来60年にわたって積み上げられてきたこれらの政府解釈を通じて、政府と自衛隊の行動を制約し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないための大きな防波堤になってきたのです。

3 新安保法制法は、憲法9条の堤防に大きな穴を開けた

新安保法制法は、こうして積み上げてきた政府の憲法解釈の安全弁、制度的保障を、ことごとく突き崩そうとするものです。集団的自衛権の行使の容認はもちろん、後方支援活動や協力支援活動も、「現に戦闘行為が行われている場所」以外なら、戦争中の他国に弾薬の提供までもできるようにするなど、自衛隊が他国の武力の行使と一体となってしまう、敵国の攻撃にさらされかねない極めて危険なものに変貌しました。

新安保法制法は、自衛隊が世界中で、アメリカなど他国の戦争に参加し、あるいは戦争を支援できる体制を作り、日本が戦争当事国となったりテロ攻撃にさらされたりする機会と危険を大きく拡大したのです。

それを超えたら違憲だという一線を、新安保法制法は明らかに踏み超えました。憲法9条の堤防は、大きな穴を開けられてしまいました。国際情勢の水位が上がれば、堤防は決壊を免れません。私たちが現在直面しているPKOの駆け付け警護は、戦後70年を超えて初めて、この国を、武力紛争の犠牲者が生ずるという現実、直面させるかもしれないのです。

4 新安保法制法の制定過程での立憲主義・民主主義の蹂躪

新安保法制法の制定過程は、憲法9条の内容を変えただけではありません。安倍内閣は、閣議決定と法律の制定という方法で解釈改憲をするいわば下克上により、憲法の根本理念である立憲主義を蹂躪しました。国会審議では、国民の理解を得られていないことを自認しながら、採決を強行しました。速記も残らない大混乱の中での参議院特別委員会の採決に象徴されるように、言論の府における代表制民主主義も蹂躪されました。

内閣が暴走し、国会もこれに追随し、立憲主義と民主主義が危機に瀕する状況のもとで、新安保法制法が施行されました。その適用による国民・市民の権利の侵害に対し、司法による積極的な憲法解釈が、この国のためにどうしても必要であると考えます。

以上

原告 志 葉 玲

1 自衛隊のイラク派遣がもたらした日本人ジャーナリストのリスク

私は、いわゆる戦場ジャーナリストです。2002年から紛争地域で取材を行って来ました。自衛隊がイラクに派遣された時ですら、私は取材中、銃を持った若者達に取り囲まれ、「お前は日本から来たのか？日本は米国の犬だ！」「自衛隊をイラクに送った日本は我々の敵だ！」と激しくなじられました。イラク人助手が何とかなだめてくれ、拘束や殺されずにすみました。

しかし、同時期に取材していたジャーナリストの橋田信介さんと小川功太郎さんは、2004年5月末、武装勢力に襲撃され、殺されてしまいました。生き残ったイラク人運転手によれば、武装勢力は橋田さんの顔を確認し、日本人だと認識して攻撃してきた、というのです。

かつて、中東の人々は皆、親日的でしたが、それは日本が悲惨な戦争を乗り越え、平和憲法のもと経済を発展させたということに、本当に尊敬し憧憬の眼差しで見えていたからです。

しかし、イラク戦争が始まると、私も、米軍が病院や救急車までもを攻撃し、女性や子どもなどの非戦闘員を殺害してきたのを、何度も見聞きしてきました。そのため、アメリカのイラク戦争を支持し、戦闘行為に参加しないとしても自衛隊を派遣した日本に対する現地での反発は非常に強かったのです。

2 安保法制がもたらす日本人ジャーナリストの身の危険

この度の安保法制によって、日本の自衛隊が戦場で米軍の支援し、行動を共にすることは、米軍が行う非人道的行為の片棒を担ぐ日本人という構図を現地の人々にまざまざと見せつけることとなります。対日感情は悪化し、その憎悪は最前線で取材する日本人ジャーナリストにぶつけられることとなります。

既にそのことをイラク戦争で体験してきた私自身にとっては、安保法制によって、自らの身にふりかかる危険は、未来のことではなく、既に今、直面するものとなっています。もともとリスクの高い紛争地取材がさらにリスクが高くなることは明白で、現地に入ることすら躊躇せざるを得なくなります。

3 安保法制がもたらす紛争地取材の危機

我々ジャーナリストは、日本の人々の、憲法で保障された「知る権利」のために奉仕する存在です。紛争地取材を行う日本人ジャーナリストは減り続けています。この上、安保法制による身の危険のリスク増大が、紛争地の現場に入ることすら躊躇せざるを得なくなり、日本人戦場ジャーナリストを絶滅に追いやるのではないか、そう危惧せざるを得ません。それは、我々、ジャーナリストたちの危機というだけではなく、日本の人々の「知る権利」の危機でもあります。

さらに、万が一、私が取材中何かあれば、日本ではこれまでもそうであったように「自己責任」の名の下に、私だけではなく、私の家族・親族にまでもバッシングが及ぶこととなります。この傾向は、安保法制で自衛隊が紛争地に派遣される状況となれば、ますます酷くなることは目に見えています。このことが、今、精神的な障壁として私の前に立ちはだかって、取材活動の足を引っ張るのです。

安保法制によって対日感情が悪化すれば、私を信頼し協力してくれる現地の人々もリスクにさらされることとなります。既に、安倍政権の安保法制や対テロ戦争に関する言動がイスラム過激派を刺激しており、私の取材を支える現地の協力者は一層危険な状況下に置かれ、このことも取材活動における大きな障壁です。

4 私たちジャーナリストが情報を伝えられなくなったら真実は見えなくなる

もともと私がこの仕事を選んだのは、報道というものへの強い思いからでしたが、取材を通して、現実遭遇すると、戦争で極めて理不尽に、真っ先に殺されるのは最も弱い人々であることを目の当たりにしました。究極の不平等や人権侵害は戦場で起きていることを知りました。そして、世界がどう進んでいくべきかについて政治や外交を考えると、この戦場での事実を伝えることなくして、平和も人権もないと確信を持ちました。

私は「人々の苦しみに目をそむけ自分だけ楽な生活を送ることはできない」という人としての思いから、どんなに危険でも戦場ジャーナリストをやめるつもりはありません。多くの戦場ジャーナリストも同じ気持ちだと思うのです。

ただ、こういったジャーナリストを見殺しにするような国の政策はどうしてもやめてほしいのです。

それは、私の命が惜しいのではなく、現場の真実を伝える事ができなくなるからです。真実を知らずに平和など語れるはずはないからです。だから、私は無用に政府に殺されたくないので。そのために、私はこの裁判の原告になりました。

以上

原告 金田 マリ子

1 私は東京大空襲の戦争孤児です。現在81歳です。

父は私が3歳の時に病死し、母と姉と妹と暮らしていました。

戦争中、宮城県に学童疎開していましたが、東京に残った母達と別の場所に縁故疎開するために、3年生だった私は卒業する6年生と一緒に東京に帰ってきました。母たちに会えると、はやる心で上野駅に着くと、そこは一面焼け野原になっていました。昭和20年3月10日、夜半の東京大空襲の直後の朝だったのです。

2 母は迎えには来ていませんでした。迎えに来てくれた叔父に連れられて「母たちはどうしているだろう」とそのことだけを思いながら、西新井の叔父の家まで半日かけて歩きました。黒焦げになった遺体があちらこちらにありました。その光景は今でも私の頭の中に焼き付いて離れません。

空襲で母と姉と妹は行方が知れず、私は叔父の家に引き取られました。空襲から約3カ月たった6月に、母と姉が隅田川で遺体で発見されたと知らされました。妹は結局見つからず行方不明のままでした。心の中の何かがすっぱり砕け落ちてしまいました。

3 孤児となった私は、その後、別の親戚宅に引き取られました。そこには7人の子どもがいて、義理の叔母が「なんで面倒見なきゃいかんのか。」と言っているのを何度も聞きました。いとこ達からは「おまえなんか、はよ、去(い)んでけ!」「お前は野良犬だ」と言

われ、気に入らないことがあると往復ビンタをされ、本当につらく惨めな毎日でした。一番悲しかったのは、「親と一緒に死んでいたら良かったのにね。」と言われたことでした。悲しくても孤児には甘える人もいません。

親戚宅で私は、朝早くから家事をさせられ、走って小学校に行き、学校から帰ると、また様々な家事が待っているという生活でした。家で勉強をする暇などは全くなく、毎日くたくたになるまで働きました。

ある日、夜遅くに理不尽なことで従兄から何度も殴られ、私は家を飛び出し、真っ暗な川辺で泣きじゃくっていました。「お母さん、なんで死んでしまったの。お母さんのところに行きたい、早く死にたい」と思いました。でも、「自殺したらお母さんの所に行けなくなるよ」と言った祖母の言葉が忘れられず、死ぬこともできませんでした。

4 高校を卒業し、無一文で親戚宅を出ました。親なし、家なしで仕事先もない中、女中や女給の仕事をしながら、必死に働きました。

24歳で結婚し、子どもができたとき、私は、「この子のために生きなくてはいけない」、「この子にだけは親のいない苦しさを味あわせたくない」と思いました。孤児になって、生きることに絶望していた私が、初めて感じた「生きよう」という思いでした。

5 子育ても終わり、私は、戦争孤児の方々の聴き取りをするようになり、私より、もっと壮絶な体験をしている人たちを知りました。戦後、上野の地下道は戦争孤児であふれ、大勢の子ども達が餓死し、凍死しました。浮浪児となった孤児たちは、捕えられトラックに山積みされ収容所に送られたり、人身売買されたり、農家で奴隷として使われたり、自殺をした子もたくさんいたそうです。

6 私はこんな夢を何度も見ました。「電車で母と姉と妹が乗っており、私だけをおいて行ってしまふ。母は振り向き本当に悲しそうな顔をする。姉と妹は振り向かない。私はその電車を追いかける」こんな夢です。それ以来、母の顔はこの悲しそうな顔しか思い出せないのです。

これが私の9歳からの人生です。

7 日本が戦争をしないと決めたことで、この

孤児の苦しみは私たちで終わると思っていました。ところが、憲法9条に違反して、また戦争をする国になる法律が作られてしまいました。戦争は必ず人が亡くなります。孤児も生まれます。私は、子どもや孫たち、若い人たちに、絶対に、私と同じ思いはさせたくないのです。経験をしていない人たちにとって、戦争になったらどんなことが起こるのか、想像ができないのではないのでしょうか。私にはあの辛い体験が、すぐそこに蘇ってくるのです。「絶対に戦争はしてはいけない」血を吐くまで叫び続けてでも、今の国の動きを止めなければなりません。

この新しい安保法が作られ、私は、自分の身が引き裂かれそうな思いです。

以上

原告 富山 正樹

私は、鍼灸マッサージ師として働いております。私には4人の子どもがおり、長女は介護職の職を体調不良で辞めて現在フリーター、長男は漁師、次男は自衛官、次女は看護学生です。それぞれが利息付きの奨学金や借金を持ち、人生の進路をゆっくりと冷静に選択する余裕もなく日々の暮らしを懸命に生きています。

次男は陸上自衛隊に所属する自衛官です。息子は就職難で奨学金の返済も抱え求職活動に悩んでいた時、高校時代の友人が自衛官で、その親御さんも自衛官ということで、自衛隊の災害派遣や、専守防衛の尊い任務についてご家庭を訪ねて、たびたび話を聴きました。そして自衛隊の存在意義と理念に共感し、自らの意思で自衛官の道を志しました。私は専守防衛とは言え、武器を持つことに反対をしましたが、最後は息子の信じる専守防衛と災害救援派遣に対する思いを尊重し、自衛隊へと送り出しました。息子も私も、その任務は専守防衛という国民の厳粛な信託にこたえるものとして、間違っても海外での戦争に参加するなどということは、9条のもとにある自衛隊に限って起こすまいと信じておりました。

ところが2015年7月15日、衆議院で戦争法を強行採決された瞬間、息子が戦争に送られ

るかもしれないことが現実のものとなったことに、
こころが激しく揺れました。私は「このまま何も
しなかったら日本は大変なことになる、自分が何
もしないで、息子が戦場に行くことになったら、
自分で自分を許せない」との強い思いが、眠るこ
ともできないほどに湧いてきたのです。

その思いは抑えがたく、妻からは最初反対され
ましたが、3日後にはたった一人で街頭に立ち、
無言のスタンディングアピールを始めました。や
がて志を同じくする人たちが一緒に駅前や繁華街
などに立って下さるようになり、「愛する人を戦地
に送るな!」と書いた大きなポスターを掲げ、つ
いには、のぼりを立て、トラメガを使って、大き
な声で戦争法に反対のアピール活動をしておりま
す。最初は隠れるように活動していましたが、だ
んだん一緒に行動してくれる人も増え、今では当
初反対していた妻も共に立つ仲間の一人となりま
した。

自衛隊員の息子は、自分のこころに誠実に向き
合い、自分の人生に悔いは残さないように生き抜
いてほしいと思って育ててきました。自らの思い
を通じた生き方で、人様の役に立つような人間に
なるようにと育てたつもりです。でも、それは、
もちろん平和な方法によるものです。戦争は、殺
し殺されるものです。私たち家族が愛し、その思
いを尊重して育ててきた息子が、専守防衛を超え
て、海外で殺し殺される場に立つことを想像する
と、胸は潰れ、こころは乱れます。

アメリカの帰還兵の現状を調べるうちに、一日
平均22人の帰還兵が自殺をする現実を知りまし
た。帰還兵の自殺者の異常な数の多さ。戦場の恐
怖で夜中に奇声をあげる。恐怖と後悔から酒に溺
れ、ドラッグに走る。家族や恋人、医師や心理カ
ウンセラーも手助けできない。極限の家族と、自
分をどうすることもできない本人。それは『帰還
した兵士とともに、家庭や社会に戦場が持ち帰ら
れる現実です。』

日本の社会に、今まさに再現されようとしてい
ます。この平和な日本社会に、自衛官家族に、そ
れを受け止める覚悟があるのでしょうか。わたし
にはありません。

こころからの怒りと悲しみが湧いてきていま
す。

いま自衛隊員の戦闘状態にある「南スーダン」
への安保法制に基づく新任務を帯びた派遣が始

まったらと思うと、私は居てもたってもいられ
ません。

以上